

平成三十一年一月二十八日提出
質 問 第 九 号

医療ツーリズムの推進と地域医療及び国民皆保険への影響に関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

医療ツーリズムの推進と地域医療及び国民皆保険への影響に関する質問主意書

神奈川県川崎市において、医療法人社団葬会が、医療を目的に来日した外国人を対象にする自由診療（公的医療保険が適用されない診療）のみを行う専門病院（以下、「外国人専用病院」という）（病床数：百床）を開設する動きがあるが、これによつて、地域住民が享受すべき貴重な地域の医療資源が侵食されてはならないと考える。またこのような動きが全国に波及すれば、国民皆保険制度に深刻な悪影響を与えかねないと危惧するので、以下質問する。

- 一 政府は、医療法人や社会医療法人による外国人専用病院の開設を、我が国において認めるべきと考えているか。政府はこれを推進する立場にあるのか。
- 二 外国人専用病院の病床数を、医療計画上の基準病床から除外していないのはいかなる理由か。
- 三 国民皆保険の被保険者たる日本国民を対象にした美容外科などの自由診療（公的医療保険が適用されない診療）のみを行う専門病院は、医療計画上の基準病床に含まれるのか。
- 四 自由診療のみを行う病院の開設は、医療法上、営利を目的としているものであり、運営主体が医療法人であつても禁じられていると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。